

推進・活動内容	府担 い手 課担 当者	府振 興局 担当 者	市町 村担 当者	最適 化推 進委 員	機構 本部 職員	機構 現地 駐在 員	農業 会議 担当 者	農業 委員 支援 員
1 事業の周知活動								
I 関係者へ直接説明								
①集落での京力農場プランの話合いや農家組合長の集会など農地の出し手・受け手となる農家が参加する機会の情報を収集し、農地利用推進チーム事務局（京都乙訓地域は、担い手育成課、その他は4振興局）に情報提供する。	●	●	●	●	●	●		●
②農地利用推進チーム事務局は、構成員に情報提供する。	●	●						
③集会に参加し、京力農場プランの意義、中間管理事業のメリットや進め方などを説明し、事業への理解を深めてもらうよう働き掛ける。	●	●	●	●	●	●		●
II 広報紙によるPR								
①機構本部は、各連携機関に掲載記事(案)と時期を示して依頼する。					●			
②各機関は、機構から依頼のあった記事を適時に広報紙に掲載するよう協力する。	●	●	●	●				
2 貸付希望者(貸付農用地)の掘起こし								
I 事業活用(借受け・貸付け)できる可能性が高い農用地の把握								
①次の3要件に該当する農用地を日常の活動の中で把握し、農地利用最適化推進委員は、毎月の委員会で市町村担当者に、農委支援員は、月例支援員会議で農業会議担当者にそれぞれ情報提供する (ア) 基盤整備されている (イ) 畦畔の草刈りや年数回の耕起など適正に維持管理されている (ウ) 作付けがされていない				●				●
②①の農用地を一覧表に整理し、月例で機構現地駐在員に情報提供する			●				●	
II 貸付希望農用地として登録を働き掛け								
① I の一覧表を農地利用推進チーム会議(又は農地利用戦略会議(仮))で現地駐在員が報告する。					●			
②会議事務局は、会議で地域毎等で担当チームを決める。	●	●						
③担当チームは、農用地の所有者に貸付希望農用地の登録を働き掛ける。(様式4号、4-1号を預ける。)	●	●	●	●		●	●	●

推進・活動内容		府担 い手 課担 当者	府振 興局 担 当者	市町 村担 当者	最適 化推 進委 員	機構 本部 職員	機構 現地 駐在 員	農業 会議 担 当者	農業 委員 支 援員
Ⅲ 貸付希望農用地の登録									
①登録申請が提出されたときは、貸付期間(原則10年であること)及び記載内容を申請者に確認し、定期的(週単位)に現地駐在員、最適化推進委員に情報提供する。				●					
②現地駐在員、市町村担当者、府振興局担当者は、現地調査を行い登録の可否を決定するとともに、市町村担当者は最適化推進員に情報提供する。		●	●				●		
③登録の場合、地域の農家組合長等の協力を得て、現地で当該農地の概要を確認して「農用地紹介シート」を作成する。							●		
④月単位(又は随時)で機構本部に登録申請書等を送付する。				●					
⑤申請者に下記事項を連絡する。 ・申請の農用地を登録した(又はできない)こと ・登録期間は2年間であること ・登録期間中は、申請者の責任で草刈り等管理すること				●					
⑥登録農地に看板を設置するとともに、借受希望者を対象に現地見学会を開催する。						●	●		
Ⅳ 農用地貸付希望者へのケア									
①登録後、1年を経過して借受希望者が見つからない場合は、その旨を貸付希望者に報告する。							●		
②登録後、2年を経過して借受希望者が見つからない場合は、その旨及び再度登録申請をいただくよう貸付希望者に連絡する。						●			
Ⅴ 不在地主の掘起こし									
①新聞に「機構に農地を預けてください」の広告を掲載することにより、不在地主に訴求する。						●			
3 借受希望者の掘起こし									
Ⅰ 集落ぐるみの取組みの掘起こし									
①京力農場プランは策定されているが、中間管理事業の位置づけがない集落を訪ね、事業の必要性和プランの見直しを働き掛ける。		●	●	●			●		
Ⅱ 新規就農者の掘起こし									
①実践農場での研修終了後、継続して就農開始するため、借受希望者募集に応募するよう漏れなく働き掛ける。				●			●		

推進・活動内容	府担 い手 課担 当者	府振 興局 担当 者	市町 村担 当者	最適 化推 進委 員	機構 本部 職員	機構 現地 駐在 員	農業 会議 担当 者	農業 委員 支 援員
Ⅲ地域の担い手に位置づけられている経営体の掘起こし								
①経営体を訪ね、今後の規模拡大の意向(時期、地域、面積)を聞き取り、借受希望者募集に応募するよう働き掛ける。		●	●	●		●		
Ⅳ地域で既に営農している農業法人等の掘起こし								
①農業法人等訪ね、今後の規模拡大の意向(時期、地域、面積)を聞き取り、カルテを作成する。					●	●		
②機構本部は、借受希望者のカルテを各連携機関に提供し、情報共有してマッチングに努める。					●			
4 借受希望者への対応								
Ⅰ借受希望者へのケア								
①借受希望者を訪問し、応募内容の詳細を聞き取り、カルテを作成する。					●	●		
②機構本部は、借受希望者のカルテを各連携機関に提供し、情報共有してマッチングに努める。					●			

推進・活動マニュアルは、「農地中間管理事業」を関係機関と連携して円滑に推進するため、①事業の周知活動②貸付希望者の掘り起こし③借受希望者の掘り起こし④借受希望者への対応について、それぞれの活動内容を列記したもので、●印の機関が中心となり活動を行います。必要に応じて各機関が随時情報共有、調整しながら連携して取組を進めます。